

## 業 務 仕 様 書

- 1 業務名 令和8年度広島中央エコパーク及び多目的広場除草等業務
- 2 業務場所 東広島市西条町上三永10757番地ほか  
広島中央エコパーク及び多目的広場
- 3 業務期間 契約締結の日の翌日から令和8年11月30日まで
- 4 業務内容 ①広島中央エコパーク敷地内及び敷地境界付近の除草、収集、処分  
②多目的広場の周辺山林下刈り  
③多目的広場の入口の道路の沿いの除草、雑木等の伐採、集積

### 5 作業数量及び範囲

別紙「仕様内訳書」及び「平面図1」「平面図2」「平面図3」のとおり。

### 6 作業要領

- (1) 指定範囲外の草木は除草・伐採しないこと。機材運搬に支障となる枝払いが必要な場合は、樹木の育成を阻害しない程度とすること。
- (2) 業務内容①について、敷地境界付近の草刈りについては、境界が明確になるように実施すること。また、境界杭付近の樹木等に印をつけ、境界杭の場所が明確になるようにしておくこと。さらに、境界付近にある伐採が必要な樹木に印をつけ、報告書にまとめること。
- (3) 草刈り後の草は、広島中央エコパーク高効率ごみ処理施設において処分すること。ただし、再生利用を目的に他の処理場で処分を行う場合はこの限りではない。地形により、刈り草の集積、運搬が困難な場合は、本組合担当職員（以下「担当職員」という。）と協議すること。
- (4) 刈草は広島中央エコパークの搬入条件に合わせて処理を行い、当該施設に搬入して処分すること。ただし、再生利用を目的に他の処理場で処分を行う場合はこの限りではない。
- (5) 実施にあたり、関係省庁への届け出が必要になる場合は、速やかに届け出ること。
- (6) 草刈り及び除草に係る機械及び燃料については、受注者の負担とする。
- (7) 業務内容①について、10月17日までに担当者が指定した部分の除草業務を終えておくこと。
- (8) 業務内容②について、下刈り作業範囲内の山林には桜が植樹してあるので、業務実施

の際には伐採しないよう細心の注意を払うこと。

## 7 作業時間

作業時間帯は、8時30分から17時15分までとする。ただし、作業準備については、この限りでない。

## 8 苦情・要望等の処理

委託作業の実施にあたり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議する必要がある場合は、速やかに担当職員と協議を行うこと。また、苦情・要望等を受けたときも速やかに担当職員に連絡すること。

## 9 安全管理

- (1) 作業区域内外の安全管理については、作業区域周辺に利用者が立ち入り、事故等が起きることのないよう十分に現場を把握し良好な現場管理を行うこと。
- (2) 作業中は安全確保のため、必要に応じて通行人・車両の誘導を行い、埋設物、構造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (3) 路線（路上）作業では危険防止のため、必要に応じて交通誘導員・カラーコーン等を設ける等、安全管理を行い作業すること。
- (4) 業務期間中は、他の工事及び委託業務に係る作業員等が入林していることがあるので、安全確保について十分配慮すること。
- (5) 森林法にもとづき保安林の維持に支障が生じない様、配慮することともに森林火災予防に万全を期すること。

## 10 写真管理

- (1) 委託作業写真は、作業前・作業中・作業後・集積の4枚一対とし、同一場所（同一風景）で撮影するものとする。
- (2) 委託作業写真は、数日間にわたる作業についても作業中の写真を毎日撮影するものとし作業完了後速やかに提出すること。
- (3) 作業車両を含める写真については必ず社名が確認できるよう撮影すること。
- (4) 委託黑板は、委託名等・箇所番号・箇所名・月日・作業内容・作業（前・中・後・集枝）を明確に明記すること。

## 11 その他

- (1) 仕様書（特記仕様書を含む。）及び設計図書に疑義のある場合は、施工上必要な事項

で記載のないものについては、協議の上定めるものとする

(2) 作業及び器材運搬の際は、境界標等を損傷しないよう十分注意すること。

(3) 受託者は、作業の実施にあたり諸法令を遵守し、常に最大の注意をもって委託業務の履行に当たるものとする。